

下水道使用料

(2か月につき)

適用区分	汚水排除量		単価
一般	20m ³ まで (1～10m ³)	基本料金 (定額)	2,400 (1,200) 円
	21～40m ³ (11～20m ³)	超過料金 (1m ³ につき)	120 円
	41～80m ³ (21～40m ³)		145 円
	81～200m ³ (41～100m ³)		165 円
	201m ³ 以上 (101m ³ 以上)		190 円

* () 内の数字は1か月分です。

* 上記の表で算出したものに消費税(10%)を加算した金額が下水道使用料となります。

* 農業集落排水使用料も同額です。

計算例

使用期間2か月、汚水排除量40m³の場合

$$2,400円 + (20m^3 \times 120円) = 4,800円$$

よって下水道使用料は $4,800 \times 1.10$ (消費税) = 5,280円となります。

井戸水をご使用の場合の下水道使用料 (2か月につき、税抜き)

世帯員数	井戸水量	下水道料金
1人	18m ³	2,400円
2人	34m ³	4,080円
3人	48m ³	5,960円
4人	60m ³	7,700円
5人	70m ³	9,150円

下水道をご利用の家庭で、井戸水を使用している場合、世帯員数に応じ左表の水量を排水するものとみなして料金を計算します。

ただし、水道と井戸水の両方を使用している場合で水道の使用量が左表の量を超えたときは、水道使用量に応じた料金になります。

※6人以上の場合は1人増すごとに8m³を加算

※ご家庭の世帯員数が変わった場合、役場に届出が必要です。